

柳川市地域審議会

第1回会議録

開催日時	平成17年7月26日(水) 13:03~14:15	
開催場所	柳川市役所 三橋庁舎3階 会議室	
	次 第	会議結果
会 議 内 容	1 開 会 2 市長あいさつ 3 委嘱状交付 4 委員紹介 5 会長、副会長選出 6 会長、副会長あいさつ 7 協 議 (1) 地域審議会の概要 (2) 地域審議会傍聴要綱(案)について (3) 新市建設計画の概略説明 (4) 総合計画の概要説明 (5) 今後の運営について (6) その他 8 閉 会	承認 承認

柳川地域審議会委員出欠名簿

	氏名	機関・団体及び役職	出欠
1	梅崎 暁子	クリーン連合会理事	出
2	大城 昌平	柳川山門医師会代表	出
3	大坪 正子	柳川市民生委員児童委員協議会地区副会長	出
4	大村 直	柳川市体育協会代表	出
5	小野村 猛	柳川市行政区長代表委員協議会副会長	出
6	古賀 慶作	公募委員	出
7	古賀 寿代	柳川市地域婦人会連絡協議会柳川ブロック会長	出
8	古賀 正孝	柳川商工会議所青年部副会長	欠
9	古賀 義則	柳川地区漁協協議会会長	出
10	立花 寛茂	柳川商工会議所会頭	欠
11	田中 康德	P T A連合会副会長	欠
12	永松 喜久	柳川文化協会副会長	出
13	成清 法作	柳川農業協同組合代表理事組合長	欠
14	藤吉 佳美	公募委員	出
15	真崎 勝子	柳川商工会議所女性会会長	出

(15人中11人出席)

会議録の確定		
確定年月日	平成17年8月12日	
署名	議長	小野村 猛

大和地域審議会委員出欠名簿

	氏名	機関・団体及び役職	出欠
1	稲又 暁子	大和町文化協会監事	出
2	江崎 三子生	柳川農業協同組合理事	出
3	川口 鶴子	柳川市地域婦人会連絡協議会大和ブロック副会長	出
4	河野 宇充	大和町商工会副会長	出
5	釘崎 圭子	大和町商工会女性部部長	出
6	小柳 哲朗	大和町漁協代表者（山門羽瀬漁業協同組合組合長）	出
7	高山 和夫	大和町体育協会会長	欠
8	鳥取 義行	柳川市行政区長代表委員協議会副会長	出
9	西田 長子	クリーン連合会理事	出
10	西田 速彦	P T A連合会副会長	出
11	林 弘子	柳川市民生委員児童委員協議会副会長	出
12	久富 利幸	公募委員	出
13	藤井 達也	大和町商工会青年部部長	出
14	藤野 満夫	柳川山門医師会代表	出
15	淵上 愛子	公募委員	出

(15人中14人出席)

会議録の確定		
確定年月日	平成17年8月12日	
署名	議長	鳥取 義行

三橋地域審議会委員出欠名簿

	氏名	機関・団体及び役職	出欠
1	石橋 功亘	公募委員	欠
2	川口 武	三橋町商工会副会長	出
3	河村 好浩	P T A連合会会長	出
4	近藤 穎子	柳川市地域婦人会連絡協議会三橋ブロック副会長	出
5	下川 肇	農事組合長会三橋支所委員長	出
6	高橋 登喜男	三橋町体育協会理事	出
7	近浦 フジ子	三橋町商工会女性部部长	出
8	友添 勲	柳川市行政区長代表委員協議会会長	出
9	中島 みゆき	公募委員	欠
10	藤生 桂子	三橋町文化協会幹事	出
11	藤木 勝也	三橋町商工会青年部部长	出
12	藤丸 伊津子	柳川市民生委員児童委員協議会地区副会長	出
13	三浦 榮一	柳川農業協同組合理事	出
14	目野 博子	クリーン連合会理事	出
15	森田 辰夫	柳川山門医師会代表	出

(15人中13人出席)

会議録の確定		
確定年月日	平成17年8月12日	
署名	議長	友添 勲

第1回柳川市地域審議会

日 時：平成17年7月26日 13：00～

場 所：柳川市役所三橋庁舎3階会議室

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 委嘱状交付
4. 委員の紹介
5. 会長、副会長の選出
6. 会長、副会長あいさつ
7. 協 議
 - (1) 地域審議会の概要説明
 - (2) 地域審議会傍聴要綱（案）について
 - (3) 新市建設計画の概略説明
 - (4) 総合計画の概要説明
 - (5) 今後の運営について
 - (6) その他
8. 閉 会

午後 1 時 3 分 開会

○事務局

皆様こんにちは。委員の皆様方には大変お忙しい中、また、お暑い中に御出席いただきましてありがとうございます。

御案内の時間となりましたので、まだごらんのとおりに、全員おいでになっていただいておりますが、開始させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ただいまから第 1 回の柳川・大和・三橋の地域審議会を合同にて開催させていただきます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます、柳川市役所総務部の企画課長大曲といたします。よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、委員の皆様には事務局からお諮りしたいと思います。

本日の会議次第を見ていただきますと、その下の方に協議第 2 号で地域審議会傍聴要綱(案)についてということで議題を設定させていただいておりますが、本来でありましたら、それを協議決定いただきました後に傍聴される方にお入りいただくというのが筋道でございますが、既に報道機関の方も外の方においでになっていらっしゃると思いますので、最初から会場の方にお入りいただきたいということで考えておりますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○事務局

ありがとうございます。では、そういうことで記者の方に入ってくださいということで進めさせていただきます。

それでは、早速でございますが、次第に沿って進めさせていただきます。

まず初めに、柳川市長の石田がごあいさつを申し上げるところでございますが、急な所用が発生いたしましたので、かわりまして、収入役の木村がごあいさつを申し上げます。

○市長代理（木村収入役）

皆さんこんにちは。本日は、皆様方には大変御多用の中、また、この暑い中を第 1 回柳川市地域審議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、市長が参る予定にいたしておりましたところ、急に外せない公務と重なりまして、ただいまそちらの方に出張いたしております。かわりまして、私木村と申しますが、出席させていただきました。

私は、さきの 6 月定例議会におきまして、議員の皆様への御同意をいただき、7 月 8 日付で

柳川市の収入役を拝命し、就任いたしております。非常に非才ではございますけれども、与えられました職務に対し、精いっぱい務めてまいりたいと思っております。

どうぞ今後とも皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、市長のあいさつ文を言づかってきておりますので、代読をさせていただきます。

皆さんこんにちは。本日は大変御多忙な中、また、大変お暑い中御出席をいただき、まことにありがとうございます。

第1回柳川市地域審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方には、日ごろから市政発展のため、また、生活者主権のふるさと柳川づくりのため、一方ならぬ御支援と御協力を賜り、この場をおかりいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、本市は平成17年3月21日、合併により誕生いたしました。この新市誕生に当たりましては、行政区域の拡大により住民の皆様のお意見が施策へ反映しづらくなるとの不安や懸念が生じ、このことが合併の阻害要因の一つになるとも言われてまいりました。

そこで、昨年8月22日に、旧1市2町の議会の議決をいただきまして、それぞれの地域の実情に応じた施策の展開に対する意見表明の方法として、この審議会が設けられたものでございます。

今後、皆様の御協力によりまして、この地域審議会が記念すべき新柳川市にふさわしいものとなりますよう、よろしく御審議をお願い申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。

本日はまことにありがとうございます。

柳川市長 石田宝藏

代読。ありがとうございました。

○事務局

では、続きまして、委嘱状の交付でございます。

委嘱状の交付につきましては、本来でありますなら皆様お一人お一人に委嘱状をお渡しするところでございますが、皆様を代表していただきまして、柳川地域審議会では梅崎暁子様、大和地域審議会につきましては稲又暁子様に、三橋地域審議会につきましては川口武様にそれぞれ柳川市長代理の収入役から委嘱状が交付されます。

ほかの委員様につきましては、時間の関係上、お席の方に委嘱状を配付させていただいております。御了承賜りますようよろしくお願いいたします。

梅崎様、稲又様、川口様、前の方にお進みください。

[委嘱状交付]

○事務局

続きまして、事務局の職員を御紹介させていただきます。

[職員紹介]

以上、職員の紹介を終わらせていただきます。

ここで、大変申しわけございませんが、木村収入役につきましては次の公務のために退席させていただきます。よろしくお願いたします。

[木村収入役 退席]

○事務局

続きまして、会長の選出となりますが、それぞれの審議会におきまして、会長、副会長さんを決めていただくことになります。この会議室では会場が手狭でございますので、別途会議室を準備いたしておりますので、御足労をおかけしますが、柳川につきましては5階の第7会議室、大和につきましては4階の第5会議室、三橋につきましてはこのままこの会議室にて行いますので、それぞれ移動方をお願いしたいと思います。

それでは、会場ごとに職員が御案内いたしますので、移動方をお願いいたします。

午後 1 時13分 休憩

午後 1 時30分 再開

○事務局

どうもお疲れさまでございました。

それでは、各会長、副会長さんを決定いただきましたので、ここで御紹介させていただきます。

まず、柳川地域審議会につきましては、会長を小野村猛様、副会長が梅崎咲子様、大和地域審議会につきましては、会長を鳥取義行様、副会長を西田長子様、三橋地域審議会につきましては、会長を友添勲様、副会長を目野博子様それぞれお願いしたいということに決定いたしましたので、よろしくお願したいと思います。

それでは、ただいまから議事に移らせていただきます。

ここでお諮りいたします。議長につきましては、審議会の設置に関する協議書の定めによりまして、会長が務めるということになっておりますが、本日は合同会議とさせていただきます。

ておりますので、柳川・大和・三橋の会長様でお一人に代表していただきたいと考えておりますので、今ちょっとお話をさせていただきました柳川の柳川小野村会長さんに本日の議事進行をお願いしたいと考えております。よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、小野村会長さんよろしくをお願いいたします。

○議長（小野村柳川地域審議会会長）

それでは、規則の定めに従って、議事進行をさせていただきます。委員の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、地域審議会の概要説明について、説明を事務局の方からお願いいたします。

○事務局

それでは、地域審議会の概要説明をさせていただきます。

まず、皆様方のお手元にごございます資料の4ページをお開けください。

そこに、「地域審議会の概要」ということで記載がございます。

まず、この地域審議会の趣旨でございますが、市町村が合併することによって行政区域が拡大をすると。今の柳川でございますと、柳川市、大和町、三橋町が合併をすることによりまして区域が拡大をしていくということになるわけでございます。そこで、住民の意見が新しい市に十分反映されにくくなるという皆様方の不安や懸念があるわけでございます。そのことが、合併をするときに一つの障害となると。非常に周辺部は取り残されるのではないかと、そういったいろんな不安があるわけございまして、そのことが合併の障害になるというふうに言われてきております。

それで、新しい施策全般に住民の意見を反映できるようにするというところで、平成11年の合併特例法の改正によって、地域審議会という制度を設けることができるというふうに決められております。

地域審議会の設置でございますけど、これにつきましては、また後で御説明いたしますが、1市2町の合併時の協議書の中にこの審議会を設けるということが協議されているところでございます。それに基づきまして、今回、それぞれの旧市、旧町の単位で審議会を置くということにいたしております。

設置の手続きでございますけど、この地域審議会は、地方自治法第138条の4第3項に規定がございます附属機関でありまして、この審議会を置くということにいたしております。

本市の状況は、平成16年8月22日に市町村で議決をされまして、8月23日に告示している

ということです。

何年間かと申しますと、合併の日から10年間、平成27年の3月いっぱいということになっております。

それから、地域審議会の役割でございますが、仕事の内容については、新市の長の諮問に
応じて、こういうことで答申をくださいというものに対して、審議・答申をするというのが
お仕事になるわけです。

どういう諮問が今後行われるかと申しますと、新市建設計画の変更に関するもの、今皆様
方のお手元に分厚い冊子が配られていると思います。それが新市建設計画というやつでござ
います。それを大幅に変える必要が出てきたというときには、市長の方から諮問が行われま
す。それからまた、その計画に書いております事項につきまして、どの程度事業が進んでお
りますよ、こういうことはこういうふうな形で進んでおりますという執行状況を報告させて
いただくというようなことですね。それから、今作成に入っております新市の総合計画のう
ちの基本構想、この部分について皆様方の御意見を聞くというような仕事になるわけござ
います。ですから、それに対して、こういうのをしてほしいとか、いろんなものが出てくる
かと思いますが、市全体として、自分たちの地域ではこういうのがどうしても要るのではな
いかとか、こういうことをした方がいいのではないかというような御意見を述べていただく
ということになるわけでございます。

委員の構成は1審議会ごとに15人以内といたしております。

任期は一応2年間でございますので、きょうから一応19年の7月25日まで2年間というこ
とになります。その後はまた改めて選任をするということになりますので、再任される方も
あるでしょうし、公募委員の場合は、また次の公募委員さんということになる可能性もあろ
うかと思っております。

それから、会長、副会長については互選ということになっておりまして、会議の招集等は
会長が招集して、会長が議長になるという形をとっております。

それから、会議につきましては、先ほども皆さんの同意を得ましたように、一応公開とす
るということになっておりますので、後で傍聴規程をまた審議していただくこととなります。

今回、この審議会を置く基本となりました協議書については、7ページ、8ページにその
内容を載せております。

そこに書いておりますように、柳川市、山門郡大和町及び同郡三橋町の廃置分合に伴う地

域審議会の設置に関する協議書というのがあるわけでございます。この廃置分合というのが合併のことを言うわけでございます。

平成17年3月21日から柳川市、山門郡大和町及び同郡三橋町を廃し——なくして、その区域をもって新たに「柳川市」を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定により、「柳川市」に廃置分合前の柳川市、山門郡大和町及び同郡三橋町の区域ごとに地域審議会を設置することとし、同条第2項の規定により、当該地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項について、下記のとおり定めるものとするというのがこの協議書の中身でございます。

それで、それぞれの町に、旧地域に三つとも置きますよというのが第1条の設置でうたっております。

それから、2条で期間ですね。10年間置きますということをやっておりますし、所掌事務の中で先ほど述べましたように、こういうお仕事をさせていただきますというのを述べております。

それから、組織はそれぞれ15人で、それぞれの地域内に住所を要する人となっております。それで、もし委員の皆様方でお家を新しくつくられて、旧大和から旧柳川の方に転出——転出というか、転居をされますと、一応委員の資格はなくなります。もとの区域の中に住んでいる人という条件がついておりますので、2年間よろしく願いをいたします。

それから、どういう方々を任命するかと申しますと、公共的団体を代表する方ですね。それから学識経験者、その他市長が必要と認める者ということで、今回、公募の委員さん方にも公募しまして、応募していただいてなっているという状況でございます。

それから、一応2年間でございますけれども、もし何人か欠けられて、どうしても会議が少なくなってできないとか、いろんな条件が出てきましたときには、また残りの残任期間をもって任期を定めると。補欠の委員さんを任命するということもあるわけでございます。

それから、設置区域に住所を有しなくなったときはその職を失うということですね。

あと、会議につきましては、そこに書いておりますように、一応2分の1の方々が出席しなければ開くことができないというのが基本でございます。それからまた、もし議事で議決を要することにつきましては、出席されている方の過半数でもって処するということになっております。

それから、庶務でございますけど、事務的なことにつきましては企画課の方で処理をする

ということになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小野村柳川地域審議会会長）

ただいま事務局の方から地域審議会の概要について御説明いたしましたが、その内容について御質問ございましたらお伺ひいたします。何かございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ありませんという声が出ておりますが、それでは先に進ませてまいります。

(2)の地域審議会傍聴要綱について説明を事務局お願いします。

○事務局

この会議の冒頭で皆様方にお断りを申し上げましたように、この会議につきましては、一応公開が原則となっております。その公開するに当たりましての要綱を定めておりますので、お諮りをいたします。

第1条 この要綱は、柳川地域審議会の傍聴について、必要な事項を定めるものとするということで、この傍聴要項につきましては、実は柳川地域、それから大和地域、それから三橋地域ということで、それぞれ三つあります。ですけど、そこの頭が変わるだけでございますので、まとめて御説明をさせていただきます。

まず、柳川地域の審議会の傍聴について必要な事項を定めるということです。

それから、審議会の傍聴人の定数は、会場の規模に応じて調整するとしております。きょうみたいに目いっぱいになれば傍聴の方を少なくとか、もっと広いところでございまして若干余裕があるという形になろうかと思ひます。

それから、傍聴していただく方については、住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならないということです。そして、開催予定時刻の15分前から受付をしますということにいたしております。

それから、4条で（傍聴席に入ることができない者）でございますが、次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1)銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者。
- (2)酒気を帯びていると認められる者。
- (3)張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、幟の類を携帯している者
- (4)はちまき、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯して

いる者

(5)ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき、会長の許可を得た者を除くということでございますので、録音でございますとか、写真を撮るとか、そういったことについては会長の許可を得ていればよいということでございます。

それから、(6)笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者。

それから、(7)その他審議会を妨害するおそれがあると認められる者、こういった皆さん方については、入場をお断りしますということになります。

それから、(傍聴人の守るべき事項)でございますが、まず、傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

まず、(1)審議会開催中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

それから、(2)私語、談笑等、議事の妨害になるような行為をしないこと。

また、(3)飲食及び喫煙をしないこと。

(4)会場において、会長の許可なく、審議会の模様を撮影し、録音等を行わないこと。

(5)会場において、携帯電話、ポケットベル等を使用しないこと。

(6)その他会場の秩序を乱し、審議会の支障となる行為をしないこと。

それから、(職員の指示)でございますが、傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならないということになっております。

それから、(傍聴の制限)でございますが、傍聴人は、審議会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない、これは審議会を秘密会にするという議決がございますと、皆さんは出ていただくということになるわけでございます。

それから、(違反に対する措置)でございますが、傍聴人がこの要綱に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができるということになっております。

それから、(委任)ですけど、この要綱に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。」ということです。

附則は、この要綱は、平成17年7月26日、きょうから施行するということになります。

以上で説明を終わります。

○議長（小野村柳川地域審議会会長）

審議会傍聴要綱について御説明いたしました、その内容について御質問ございましたらお伺いいたします。何かございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、ここでお諮りいたします。御提案いたしました柳川市地域審議会傍聴要綱を別紙のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。

それでは、次に移らせていただきます。

(3)新市建設計画の概要説明についての説明を事務局お願いします。

○事務局

新市建設計画の概要につきまして、新市の概況なり地域課題、さらには新市建設計画における各地域の位置づけ等につきまして、お手元の資料に基づきまして御説明申し上げます。

資料の方は、この分厚い「新市建設計画」というものがございますので、これの方を重要な点をかいつまんで御説明申し上げます。

まず初めに、新「柳川市」は、平成12年国勢調査によりますと、総人口7万7,612人、総面積76.90平方キロメートルでございます。

この新市建設計画は、合併の公約と言われるものでございまして、今後10年間のまちづくりの羅針盤というものでございます。

そこで、54ページをお開きください。

そこに「新しいまちづくりの課題」ということで、まず新市の概況を掲載いたしております。概況というようなことでございまして、要点のみ、かいつまんで御説明申し上げます。

人口につきましては、昭和55年以降減少を続けておりまして、本市におきましても少子・高齢化が確実に進んでおります。

産業の構造につきましては、第1次産業戸数・就業者の減少、生産高の停滞などが続いております。

その他、商工業も厳しい経営状況でございまして、観光客は横ばいで推移をしております。

都市基盤につきましては、南北を結ぶ幹線道路と北部を中心とした東西幹線道路の計画がございしますが、南部地域では、東西幹線に乏しい状況でございます。

また、電車、バス等の利用は年々減少傾向にあります。市街地は狭い道路の混在、公園、緑地の不足など問題を抱えております。

生活環境につきましては、河川・水路が近年、水質の悪化を来しておりまして、泥土の堆積など保水能力が著しく低下しております。

福祉・保健・医療につきましては、少子化の到来によりまして、保育所におきまして、一部定員を下回っております。今後、良質なサービスの拡充が望まれます。

特別養護老人ホームは、定員を大きく上回っております。

教育・文化につきましては、少子化の影響で児童・生徒数が減少しております。また、校舎の老朽化が進んでおります。

行財政につきましては、職員の適正配置と削減が今後一層求められます。財政的には地方税などの自主財源の比率が低く、国に依存した財政構造でございます。

これらが概況でございます。この地域、この概況に基づいた地域特性の新市の課題というところで、五つほどございます。

55ページの下の方に上げておりますけど、まず都市基盤の充実、人口減少と少子・高齢化社会への対応、産業連携の必要性、コミュニティによるまちづくり活動の重要性、水路（掘割）の整備・利活用、こういった主要課題がございます。

さらに、97ページをお開きください。

97ページに、先ほど申し上げました新市の主要課題、これに対する地域別の整備方針というものを設けておりまして、この地域を五つの地域に類別いたしております。

その図をごらんいただきますと、まず1番目に北部市街地地域、これは旧柳川市の北部、また、旧三橋町西部の既存市街地でございます。

次に、沿道市街地地域、これは国道208号、443号及び有明海沿岸道路、この沿道の地域でございます。

3番目に、東部田園都市地域でございます。この地域は、国道443号の両側の地域でございます。

次に、西部田園都市地域でございます。これは先ほどの北部市街地地域と、有明海沿岸地域、さらには、沿道市街地地域との間に挟まれた地域でございます。

最後に有明海沿岸地域、ごらんのように有明海に面した地域でございます。

この五つの地域を設定いたしまして、将来の地域別のまちづくりの方向を示すものでござ

います。

94ページにお戻りください。

まず1番目の北部市街地地域についてでございます。

まちづくりの方向といたしまして、三つほどあります。

まずは、地域全体としましては、都市計画に基づく計画的な市街地化の進展を図るとともに、無秩序な開発の抑制、バランスのとれた施設や機能の配置、適正な土地利用を図ります。

にぎわいと魅力のある中心市街地の創出を図ります。

特に、地域西部、西南部におきましては、川下り、白秋生家等、観光資源や文化施設が集積しております。歴史的、伝統的景観の保全に努めるとともに、新たな観光施設の配置などを図ります。

次に、沿道市街地地域でございます。

先ほどごらんいただきました国道208号、443号等の沿道の地域でございます。

まちづくりの方向としまして、西鉄柳川駅東口の区画整理事業、この地区及びその南側に連続する地区につきまして、新しい都市機能の集積を図り、秩序のある新市街地としての整備を図ります。

また、国道208号及び西鉄天神大牟田線の沿線、有明海沿岸道路や国道443号三橋瀬高バイパスの沿道を含めることによりまして、新たな市街地の面的な広がりをつくり出すことができます。

さらに、3番目に東部田園都市地域でございます。国道443号両側の地域です。

そのまちづくりの方向としましては、これまで田園地域として位置づけられておりましたが、生活環境の悪化に伴いまして、今後、適正な土地利用の推進が必要です。

瀬高インターチェンジ——仮称でございますけど——に向けまして国道443号バイパス、九州新幹線に向けましての道路整備の促進を図ります。

次に、96ページをお願いいたします。西部田園都市地域でございます。

先ほどの図を参照いただきますと、北部市街地地域、沿道市街地地域、有明海沿岸地域に囲まれた地域です。

まちづくりの方向としましては、この地域全体が農業生産が盛んな地域であることから、さらに生産性の高い農業を推進します。また、集落内の環境整備に努め、安らぎを提供する空間整備を進めます。

本地域の西部につきましては、既に企業が数社立地しておりまして、今後環境に負荷を与えない企業などの誘致・誘導に加えまして、道路環境の改善に努めます。

最後に、有明海沿岸地域でございます。

先ほどの有明海に面する地域でございます。そのまちづくりの方向としましては、有明海再生、保全、さらに、ノリ養殖業を中心としました地域の活性化を目指します。

観光振興の観点からは、農業・漁業体験などを通しまして、子供向けの体験型学習・観光施設の整備・充実を図ります。

有明海沿岸につきましては、物販施設、地域産品加工施設などの整備によりまして、新たな観光レクリエーション拠点としての整備を図ります。

そのほか、人、物の交流が活発に行われるよう、すぐれた広域観光ルートの確立を目指しますというような、五つの地区に類別をいたしました整備方針等を策定いたしております。

以上、長くなりましたが、概要につきまして御説明申し上げます。

○議長（小野村柳川地域審議会会長）

新市の建設計画の概要説明がございましたが、その内容について御質問がございましたら伺いいたします。何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、質問がないようでございますので、次に移らせていただきます。

(4)総合計画の概要説明についての説明を事務局お願いいたします。

○事務局

それでは、説明いたします。第1回地域審議会資料の9ページです。

総合計画の概要としまして、まず趣旨です。

柳川市につきましては、ことし3月21日に合併ということで誕生いたしました。

旧1市2町につきましては、それぞれの総合計画をもとに行政運営を行ってまいりましたけれども、この合併に際しまして、昨年の6月に新市建設計画を策定いたしました。

それぞれの旧団体ごとの総合計画につきましては、この計画に引き継がれることになりました。

合併の公約であります新市建設計画は、合併後10年間の新市のまちづくりの羅針盤となるものです。今回策定されます第1次柳川市総合計画につきましては、この新市建設計画の精神を承継するものです。

このため、総合計画は、新市建設計画を包括しつつ、まちの将来像を明らかにしまして、それを実現するために、住民と行政が協働して取り組むまちづくりの基本的な方針を示すものです。

2番です。法の定めということです。

総合計画は、地方自治法第2条第4項に規定をされております。

本市におきましても、この法の規定に基づきまして、第1次となる総合計画を策定するものです。この総合計画は、市におけるまちづくりの最上位に位置づけられるものです。

3. 策定期間です。

基本構想につきましては、平成18年9月議会定例会に上程するスケジュールとなっております。

理由としまして、まず市議会議員の在任期間が平成18年10月までとなっていること、それから、2番目としまして、平成19年度当初予算に計画内容を反映させるということで、この二つが主な理由となっております。

10ページの方ですね。

計画の構成と期間ということで、この第1次柳川市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3部で構成いたします。

まず、基本構想ですけれども、基本構想は、本市の現状とまちづくりの課題を踏まえ、目指すべきまちの将来像と、これを実現するための施策の基本的な方向を示すものです。

基本構想の期間としまして、2007年度、平成19年度を初年度といたしまして、2016年度、平成28年度までの10年間とします。

それから、2番、基本計画ですけれども、この基本計画は、基本構想をもとにその目標を達成するため、施策の具体的な内容を部門別に体系化したもので、実施計画の基礎となります。

基本計画の期間は、基本構想と同じであります10年間です。しかし、急激な社会情勢・経済情勢の変化によりまして、計画を見直すこともあります。

そして、3番、実施計画ですけれども、この基本計画で体系化した各施策の実施年度や事業量、実施方法を具体化し、各年度の予算編成の指針となります。

実施計画の期間は3年としまして、毎年度事業計画を策定することにしております。

次のページをお願いします。

計画の構成イメージがありますけれども、まず基本構想というのが中心にありまして、それを包括する形で基本計画があります。また、基本計画を包括する形で実施計画があります。

それと、下の方の計画期間ですけれども、これは先ほど言いました基本構想、基本計画については10年間、それと実施計画については3年ごとということになっております。

以上です。

○議長（小野村柳川地域審議会会長）

それでは、総合計画の概要説明について御説明いただきましたが、その内容について何か御質問ございましょうか。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質問もないようでございますので、(5)の今後の運営についての説明を事務局お願いいたします。

○事務局

それでは、最後の21ページですね。今後の運営というところでお話ししたいと思います。同じ第1回地域審議会資料の21ページです。

1番、今後のスケジュールとしまして、11月中旬に第2回の審議会を予定しております。これは総合計画の策定に当たりまして、地域別、分野別課題報告、そして、基礎調査、アンケート調査報告につきまして、委員の皆様の御意見をお伺いしたいというところで考えております。

それから、来年の2月中旬に第3回の審議会を予定しております。内容としましては、基本構想案の報告、新市建設計画推進状況というところで、こちらにつきましても委員の皆様の御意見をお聞かせいただきたいというところでなっております。

2番としまして、資料の事前配布ということで、地域審議会の資料につきましては、原則として会議の5日前ということで事前配布を考えております。事前にお読みいただきたいというところで考えております。

それから、3番の議事録の作成、協議内容を記録するため、毎回議事録を作成しております。その証明としまして、各地域審議会の会長さんに御署名をいただくというところで考えております。

それから、4番、協議内容の公開。審議会会場につきましては、協議書第7条第6項にありますように、原則的に公開となります。また、審議会に使用しました資料や議事録は、市

のホームページや図書館等へ置くように考えております。

このように積極的に情報公開に努めるということで書いております。

以上です。

○議長（小野村柳川地域審議会会長）

今後の運営について御説明いたしました、その内容について御質問がございましたら伺いいたします。

○西田（速）委員

済みません、今後の審議会は昼の時間帯ですか。ちょっとお尋ねします。

○事務局

地域審議会につきましては、昼間の会議を計画いたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小野村柳川地域審議会会長）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、次の(6)のその他についてですが、事務局の方、何かありましょうか。――事務局の方は別はないそうですが、皆さん方から何かございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、皆さん方からも御意見がないようでございますので、これをもちまして、本日の議題、すべて終了いたしました。御協力ありがとうございました。

○事務局

どうも議長さん、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の第1回の会議を終わらせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。お気をつけてお帰りくださいませ。ありがとうございました。

午後2時15分 閉会